

2023年10月よりついに開始！

インボイス制度への対応について

[楽楽レポート]

目次

1. インボイス制度について
2. インボイス対応に必要な設定
3. 注意点

1. インボイス制度について

インボイス制度について

インボイス制度とは、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式で、正式名称は「適格請求書等保存方式」です！

① **適格請求書（適格簡易請求書を含みます。以下①において同じです。）を交付又は適格請求書に係る電磁的記録を提供する義務**

適格請求書発行事業者には、国内において課税資産の譲渡等を行った場合に、相手方（課税事業者に限ります。）からの求めに応じて適格請求書を交付する義務が課されています。

また、適格請求書の交付に代えて、適格請求書に係る電磁的記録を提供することもできます。

② **適格返還請求書の交付又は適格返還請求書に係る電磁的記録を提供する義務**

適格請求書発行事業者には、課税事業者へ返品や値引き等の売上げに係る対価の返還等を行う場合、買手である課税事業者に対して適格返還請求書を交付する義務が課されています。

また、適格返還請求書の交付に代えて、適格返還請求書に係る電磁的記録を提供することができます。

③ **修正した適格請求書等の交付又は修正した適格請求書等に係る電磁的記録を提供する義務**

適格請求書発行事業者は、交付した適格請求書等（適格請求書等とは適格請求書、適格簡易請求書及び適格返還請求書のことをいいます。以下このページにおいて同じです。）の記載事項（提供した適格請求書等に係る電磁的記録の記録事項）に誤りがあったときは、買手である課税事業者に対して修正した適格請求書等を交付する（修正した適格請求書等に係る電磁的記録を提供する）義務があります。

楽楽レポート上での取引においても、課税事業者からの求めがある場合は適格請求書の発行が必要です。

2. インボイス対応に必要な設定

適格請求書の記載事項

> 適格請求書に必要な記載事項は、以下のとおりです。

○ 様式は、法令又は通達等で定められておらず、必要な事項が記載されたものであれば、名称を問わず、また、手書きであっても、適格請求書に該当します。

【記載事項】

- **下線の項目**が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。
- 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、**適格簡易請求書**を交付することができます。

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び**登録番号**
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び**適用税率**
- ⑤ **税率ごとに区分した消費税額等***
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書 △△商事株式会社
登録番号 T012345...

11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

* 軽減税率対象

適格簡易請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び**登録番号**
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- ⑤ **税率ごとに区分した消費税額等***又は**適用税率**

スーパー○○ 東京都...
登録番号 T123456...

XX年11月30日

品名	数量	金額
ヨーグルト*	1	¥108
カップラーメン*	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
10%対象		¥550
内 消費税額		¥24
内 消費税額		¥50
お預り		¥1,000
お釣		¥126

* 軽減税率対象

⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載
※両方記載することも可能

楽楽リピートで可能な設定

1

適格請求書発行事業者の登録番号の設定

基本設定>店舗設定>店舗情報タブにて 請求書発行事業者の登録番号を設定すると各種帳票（納品書、請求書、領収書など）に登録番号が表示されます。

納品書

〒107-0052
東京都港区赤坂
2-14-5 Daiwa赤坂ビル1F
支店 宣代 様

株式会社Beauty Store
Beauty Store
住所：〒910-0015
福井県福井市二の宮2丁目28-38
TEL：0000-0000-0000 FAX：0000-0000-0000
Mail：info@netshop-pro.jp
登録番号：T123456789

お買い上げ明細

■お届け先： 〒107-0052 東京都港区赤坂 2-14-5 Daiwa赤坂ビル1F 支店 宣代 様
■ご注文日： 2023/08/10
■受注番号： 6127
■配達業者： ヤマト

■支払い方法： 代金引換

商品コード	商品名	数量
otomoni-sample	お試しサンプル	1

<備考>
テスト(顧客ランクテスト)

商品合計
送料
消費税
請求金額
10%軽減
10%軽減
10%軽減
10%軽減

Page 1 作成日：2023/8/10 [6127]

株式会社Beauty Store
Beauty Store
住所：〒910-0015
福井県福井市二の宮2丁目28-38
TEL：0120-17-8838 FAX：0776-22-8873
Mail：info@netshop-pro.jp
登録番号：T1234567890123

適格請求書の記載事項

- 適格請求書に必要な記載事項は、以下のとおりです。
 - 様式は、法令又は通達等で定められておらず、必要な事項が記載されたものであれば、名称を問わず、また、手書きであっても、適格請求書に該当します。

- 【記載事項】**
- 下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。
 - 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、適格簡易請求書を交付することができます。

適格請求書

- 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- 取引年月日
- 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- 税率ごとに区分した消費税額等*
- 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書 △△商事株式会社
登録番号 T012345...

11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

* 軽減税率対象

適格簡易請求書

- 適格簡易請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- 取引年月日
- 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- 税率ごとに区分した消費税額等*又は適用税率

スーパー○○ 東京都... 登録番号 T123456...

XX年11月30日

品名	数量	金額
ヨーグルト*	1	¥108
カップラーメン*	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
10%対象		¥550
内消費税額		¥24
内消費税額		50
お預り		¥1,000
お釣		¥126

* 軽減税率対象

適用税率又は消費税額等のどちらかを記載
※両方記載することも可能

楽楽リピートで可能な設定

2

税率ごとに区分した金額の合計(税込)

請求金額を税率毎に区分して金額の合計値を表示します。

クーポンやポイントによる値引きが合った場合、金額に応じてそれぞれの税区分から按分した金額を減額します。

納品書

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-14-5 Daiwa赤坂ビル1F 支店 室代 様

株式会社Beauty Store
Beauty Store
住所: 〒910-0015 福井県福井市二の宮2丁目28-38
TEL: 0900-0000-0000 FAX: 0900-0000-0000
Mail: info@44shop-pro.jp
登録番号: T123456789

お買い上げ明細

- お届け先: 〒107-0052 東京都港区赤坂 2-14-5 Daiwa赤坂ビル1F 支店 室代 様
- ご注文日: 2023/08/07
- 受注番号: 6127
- 配達業者: ヤマト運輸

■支払い方法: 代金引換

商品コード	商品名	数量	単価(税込)	示
01sample	お試しサンプル	1	432円	

< 備考 >
テスト(顧客ランクテスト)

項目	金額
商品合計	432円
送料	0円
手数料	100円
請求金額	532円
10%対象(税込)	330円
8%対象(税込)	432円
10%対象消費税	30円
8%対象消費税	32円
付与ポイント	432

【記載例：税込金額を基に消費税額を計算する場合】

【例③：認められる例】

請求書

〇〇(株) 御中 〇年11月30日
(株)△△

請求金額(税込) 60,195円 (T123...)

※は軽減税率対象

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額	税込金額	
11/2	トマト ※	83	167	13,861	1,108	14,969	
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	1,055	14,254	
11/15	花	57	77	4,389	438	4,827	
11/15	肥料	57	417	23,769	2,376	26,145	
8%対象税込計(内税)					29,223	2,164	
10%対象税込計(内税)					30,972	2,815	

行ごとに端数処理

楽楽リピートで可能な設定

3

税率ごとに区分した消費税額

2の合計金額(税込)より割り戻しを行い、税率毎の消費税額を表示します。

消費税の端数計算は適格請求書の様式に認められる消費税額の端数処理を実施しています。

※国税局の概要資料P.9【例③認められる例】に該当します

納品書

〒107-0052
 東京都港区赤坂
 2-14-5 Daiwa赤坂ビル1F
 支店 宣代 様

株式会社Beauty Store
 Beauty Store
 住所: 〒810-0015
 福岡県福岡市二の宮2丁目28-38
 TEL: 0000-0000-0000 FAX: 0000-00
 Mail: info@4499netshop-pro.jp
 登録番号: T123456789

10%対象(税込)	330円
8%対象(税込)	432円
10%対象消費税	30円
8%対象消費税	32円

お買い上げ明細

■お届け先: 〒107-0052 東京都港区赤坂 2-14-5 Daiwa赤坂ビル1F 支店 宣代 様
 ■ご注文日: 2023/08/07
 ■受注番号: 6127
 ■配送業者: ヤマト運輸

■支払い方法: 代金引換

商品コード	商品名	数量	単価(税込)	小
otamashi-sample	お返しサンプル	1	432円	

< 備考 >
 テスト(顧客ランク)テスト

商品合計	432円
送料	0円
手数料	330円
請求金額	762円
10%対象(税込)	330円
8%対象(税込)	432円
10%対象消費税	30円
8%対象消費税	32円
付与ポイント	431

Page 1 作成日: 2023/8/10 [6127]

ポイント／クーポン利用の取扱い

楽楽リピートでは、ポイント／クーポンなどによる値引きを【①のケース値引き】として取扱います。(=値引きした金額が課税仕入れの対価の額)

※送料無料クーポンについても同様に値引きとして扱います

<レシート表記の例>

①のケース：値引き

レシート			
〇〇ストア			
東京都…			
2019年10月XX日(土) 16:45			
お茶	* 1点	540	540円
ブネウグ	1点	550	550円
ポイント値引き		▲21円	
合計		1,069円	
	8%タイヨウ	530円	
	(内消費税	39円)	
	10%タイヨウ	539円	
	(内消費税	49円)	
現金支払		1,069円	
*印は軽減対象			

1,069円が課税仕入れの対価の額となる。

②のケース：値引額は、合計金額(商品代金+送料+手数料)から税率毎の金額の割合を算出し、その割合を元にそれぞれの税率に按分して表示されます。

レシート			
〇〇ストア			
東京都…			
2019年10月XX日(土) 16:45			
お茶	* 1点	540	540円
ブネウグ	1点	550	550円
合計		1,090円	
	8%タイヨウ	540円	
	(内消費税	40円)	
	10%タイヨウ	550円	
	(内消費税	50円)	
〇〇ポイント支払		▲21円	
現金支払		1,069円	
*印は軽減対象			

1,090円が課税仕入れの対価の額となる。

3. 注意点

適格請求書の写しの保存に関する要件

楽楽レポートではMYページおよび伝票出力・CSV出力パネルからの一括での帳票出力時に、出力時点のデータを保存しています。ただし、7年間の保持期間などの要件を満たしていないため、適格請求書の写しの保存および、電子帳簿保存法の要件を満たしていません。
国税局の手引きに従い、外部サービスの導入などを含め対応方法をご検討ください。

(適格請求書の写しの保存期間等)

問 77 交付した適格請求書の写しや提供した適格請求書に係る電磁的記録については、何年間保存が必要ですか。

【答】

適格請求書発行事業者には、交付した適格請求書の写し及び提供した適格請求書に係る電磁的記録の保存義務があります（新消法57の4⑥）。

この適格請求書の写しや電磁的記録については、交付した日又は提供した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければなりません（新消令70の13①）。

(参考) 仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等についても、同様です(新消令50①)。

出力した帳票の記録を残しているものの、7年間という
保存期間の要件は満たしていません

適格返還請求書／修正した適格請求書等の交付

適格返還請求書の対応はしていません

楽楽レポートでは **適格返還請求書には対応していません**。

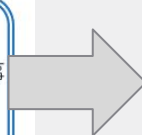
修正した適格請求書等の交付

受注データは受注ステータスの状況に関わらず編集が可能です。また、各種帳票出力後も同様に変更可能であり、修正したデータでの再発行も可能です。

① **適格請求書（適格簡易請求書を含みます。以下①において同じです。）を交付又は適格請求書に係る電磁的記録を提供する義務**

適格請求書発行事業者には、国内において課税資産の譲渡等を行った場合に、相手方（課税事業者に限ります。）からの求めに応じて適格請求書を交付する義務が課されています。

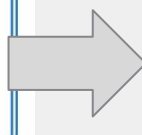
また、適格請求書の交付に代えて、適格請求書に係る電磁的記録を提供することもできます。



② **適格返還請求書の交付又は適格返還請求書に係る電磁的記録を提供する義務**

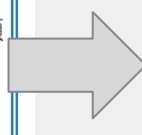
適格請求書発行事業者には、課税事業者へ返品や値引き等の売上げに係る対価の返還等を行う場合、買手である課税事業者に対して適格返還請求書を交付する義務が課されています。

また、適格返還請求書の交付に代えて、適格返還請求書に係る電磁的記録を提供することができます。



③ **修正した適格請求書等の交付又は修正した適格請求書等に係る電磁的記録を提供する義務**

適格請求書発行事業者は、交付した適格請求書等（適格請求書等とは適格請求書、適格簡易請求書及び適格返還請求書のことをいいます。以下このページにおいて同じです。）の記載事項（提供した適格請求書等に係る電磁的記録の記録事項）に誤りがあったときは、買手である課税事業者に対して修正した適格請求書等を交付する（修正した適格請求書等に係る電磁的記録を提供する）義務があります。



[インボイス制度の手引き](#)(国税庁発行)より引用